

## 事前評価個表

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1件（48箇所）、評価面積 1,105ha                  評価対象都道府県 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,684,903 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	3,223,991 千円	
	山地保全便益	1,679,760 千円	
	環境保全便益	1,801,994 千円	
	木材生産便益	49,747 千円	
	計	6,755,493 千円	
	分析結果（B/C）	2.52	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理番号	2
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	関東整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（52箇所）、評価面積422ha                  評価対象都道府県 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、静岡県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1, 100, 745 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	1, 882, 031 千円	
	山地保全便益	671, 593 千円	
	環境保全便益	616, 213 千円	
	木材生産便益	28, 820 千円	
	計	3, 198, 657 千円	
	分析結果（B/C）	2.91	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性: 水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性: 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性: 水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

## 事前評価個表

整理番号	3
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	中部整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（39箇所）、評価面積457ha                  評価対象都道府県 富山県、長野県、岐阜県、三重県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1, 487, 517 千円	
	総便益（B）	2, 546, 490 千円	
	山地保全便益	732, 282 千円	
	環境保全便益	604, 397 千円	
	木材生産便益	42, 311 千円	
	計	3, 925, 479 千円	
	分析結果（B/C）	2.64	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。  
 注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（75箇所）、評価面積1,028ha                  評価対象都道府県 石川県、福井県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,985,284 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	5,045,991 千円	
	山地保全便益	1,569,384 千円	
	環境保全便益	1,430,881 千円	
	木材生産便益	58,205 千円	
	計	8,104,461 千円	
	分析結果（B/C）	2.71	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

## 事前評価個表

整理番号	5
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	中国四国整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（158箇所）、評価面積1,955ha                  評価対象都道府県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	4,816,035 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	8,669,762 千円	
	山地保全便益	2,973,843 千円	
	環境保全便益	2,835,023 千円	
	木材生産便益	141,771 千円	
	計	14,620,401 千円	
	分析結果（B/C）	3.04	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。  
 注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九州整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（91箇所）、評価面積1,344ha                  評価対象都道府県 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	3,159,870 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	7,114,860 千円	
	山地保全便益	2,032,785 千円	
	環境保全便益	2,262,632 千円	
	木材生産便益	79,261 千円	
	計	11,489,537 千円	
	分析結果（B/C）	3.64	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。